

入 札 説 明 書

(一 般 競 争 入 札)

案 件 名

奨学金滞納債権返還督促に係る
コールセンター業務委託契約

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

令和8年5月29日

入札説明書項目

- 1 入札手続きについて
- 2 入札参加者心得
- 3 入札参加申請書
- 4 業務履行証明書
- 5 委任状及び作成例
- 6 入札書及び記入例
- 7 仕様書
- 8 コールセンター業務架電方法
- 9 契約書（案）及び保有個人情報取扱特記事項
- 1 0 架電実施報告書（様式1）及び業務実績報告書（様式2）
- 1 1 誓約書
- 1 2 入札日程表

入札手続きについて

入札に参加する方は下記事項を熟知のうえ入札してください。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和8年6月5日（金曜日）午前11時00分までに書面（FAX、電子メール可）にて下記2（1）に掲げる者に説明を求めることができます。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記載しています。

入札に参加を希望する方は、別紙「入札参加申請書」を令和8年6月12日（金曜日）午後3時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ提出してください。提出がない場合は、入札には参加できません。

併せて、プライバシーマーク登録証（写し）及び業務履行証明書を提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便で送付してください。

2 入札について

（1）提出場所

公益団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5F

電話番号 092-641-7326

FAX番号 092-641-7530

（2）入札書提出期限

令和8年6月22日（月曜日）午後4時00分

（3）注意事項

ア 入札に参加する方は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。入札書提出期限内必着）により、下記のとおり提出してください。

電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とします。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「6月23日開封〈奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月23日開封〈奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

3 開札

- (1) 日時

令和8年6月23日（火曜日） 午前10時00分

- (2) 場所 吉塚合同庁舎2F 視聴覚室

- (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、本人又は委任状が提出されている場合はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

- (4) 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

- (5) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行います。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札書に記載する金額×110/100の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札書に記載する金額×110/100の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種及び規模をほぼ同じくする契約を 2 件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

～入札までの流れ（補足説明）～

- 入札説明会はありません。入札説明書の熟読をお願いします。

- 入札書の日付と入札書の記名について
 - ・ 入札書の日付は、提出期限である 6 月 22 日又はそれ以前の日付です。開札日の 6 月 23 日ではありませんので注意してください。
 - ・ 入札書の記名は、入札書を提出した日までに委任状が提出されているときは委任された人の名前になります。
 - ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前になります。

- 入札等に関する質問及び回答について

委託内容に関する質問は、6 月 5 日（金曜日）午前 11 時 00 分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（電子メール可）

回答は 6 月 8 日（月曜日）午後 4 時までに行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でも構いません。

- 入札書の書き方について
 - ・ 記入例を参考に、1 件あたりの単価を記入してください。本契約は単価契約ですので、対象者 1 人あたりの単価を記入してください。ただし、契約内容には仕様書に書かれている全ての実施内容を含みます。
 - ・ 金額、記名がない場合は無効となります。金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）金額は税抜きとなります。

- 再度入札について
 - ・ 1 回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ全員の同意が得られれば、その場で 2 回目の入札を行うこともあります。なるべくそのときの準備をお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて 2 回目の入札を行います。
 - ・ ただし、いずれの場合も 1 回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが 2 回目の入札に参加できますのでご注意ください。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 財団に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しないとき。
 - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
 - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。
- (8) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、財団の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、財団が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに財団の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、財団の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

入札参加申請書

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

事業所住所
事業者名
代表者名
資格者番号

(※1)

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約
債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社であるか	法務大臣許可番号 第 号
プライバシーマークを取得しているか (※2)	取得している ・ 取得していない
(入札参加申請締切日において) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立ての有無	有 ・ 無
(入札参加申請締切日において) 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である ・ 期間中でない
過去2年間に地方公共団体、国(独立行政法人等を含む。)、公益財団法人と複数回、同規模の契約を履行した実績があるか※	実績がある ・ 実績がない

※1 競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人(支店長・営業所長等)に委任している場合は代理人名。住所となります。

※2 プライバシーマーク登録証(写し)及び過去2年間に地方公共団体、国(独立行政法人等を含む。)、公益財団法人と複数回(2回以上)、同規模の契約を履行した実績を証明する履行証明書を添付してください。

担当者名	電話番号	FAX番号
E-mail		

上記連絡先は、入札参加確認通知書の送付、入札に関する質問への回答等に使用します。

業務履行証明書

契約年月日	契約完了日	業務内容	規格	数量	単価（円）	金額（円）
契約期間						
～						
～						

※単価契約でない場合は、単価の記載は不要。

住所

会社名

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

(委任事項)

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

※押印は不要です

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

※押印は不要です

(委任事項)

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

留意点

- 1 資格者名簿に登載されている代表者が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載してください。（本社で登載の場合は代表取締役等、支店等で登載の場合は支店長等名）。
- 3 委任者及び代理人氏名欄の押印は不要です。

入札書(見積書)(請書)

¥

No.

履行期限	令和9年3月31日		履行場所	(公財)福岡県教育文化奨学財団		
品名	規格	数量	単価	金額	摘要	
架電コール予告通知作成発送業務	仕様書のとおり	1件あたり				
奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務	〃	1件あたり				
合計						

上記のとおり入札(見積)いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住所

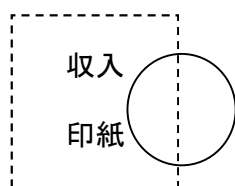
氏名

1	契約内容、履行期限及び履行場所	上記のとおり
2	契約金額 ¥	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
3	私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。	
4	私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。	
5	私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めません。	
(1)	公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。	
(2)	公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。	
(3)	私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。	

- 6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の指定する期間内に福岡県教育文化奨学財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和 年 月 日



契約者
住所
氏名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

入札書（見積書）（請書）

記入例

¥ 下記のとおり

No.

履行期限	令和9年3月31日		履行場所	(公財)福岡県教育文化奨学財団	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
架電コール予告通知作成発送業務	仕様書のとおり	1件あたり	▲▲▲	▲▲▲	
奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務	〃	1件あたり	★ ★ ★	★ ★ ★	
「単価」と「金額」は 同じ数字(税抜)を記入します					
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日

令和 8年 〇月 〇〇日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住所

〇〇市〇〇〇町〇〇〇丁目〇ー〇
〇〇〇〇〇〇株式会社

氏名

代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 〇〇 〇〇

- 1 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ これより下は記入しないこと。
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100%の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めません。
- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があつたとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

押印不要

6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約解除する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の指定する期間内に福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

記入不要です。

7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和 年 月 日

収入
印紙

契約者
住所
氏名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税額欄は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託仕様書

1 総則

- (1) 発注者及び受注者とは、委託業務履行に際し、別途契約する契約書に定めるもののほか、この仕様書に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して行わなければならない。
- (2) 本仕様書に明記のない事項であっても、委託業務処理に当然必要と認められる事項については、発注者の指示により、受注者の負担においてこれを処理するものとする。

2 委託業務目的

発注者が保有する債権のうち、滞納状態にある債権について債務者に対し、事前に文書による予告を行うとともに督促架電を行うことにより、滞納の解消を目指すとともに返還回収率の向上を図る。

3 実施対象者

滞納者のうち、滞納期間が1ヶ月以上かつ滞納回数が返還開始後通算2回以上の者

4 実施見込件数

- (1) 架電前(架電前3日まで)に財団が指示した振込書を同封した架電の予告通知を行う。

実施見込件数は次のとおりとする。

ア 6月期第1回目 4,000件

イ 12月期第1回目 4,000件

- ・仕様 封書 予告通知1 振込用紙1 (財団から提供)
内容は落札後協議

- ・発送方法 郵便

- ・見積額は郵送料を含むこと。

- ・発送後は、発送記録を提供すること。

- (2) 架電督促を行う。

実施見込件数は、次のとおりとする。

なお、6月期・12月期各第2回目の対象者は、第1回目の架電の結果、電話番号が使用されており、第2回目のデータ抽出日までに入金実績がない者とする。

また、より効果的な架電督促方法等については落札後協議するものとする。

ア 6月期第1回目 4,000件

イ 6月期第2回目 2,000件

ウ 12月期第1回目 4,000件

エ 12月期第2回目 2,000件

5 契約期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

6 実施期間

- (1) 予告状、架電マニュアルの作成及び事前打合せ
契約を締結した日から令和8年7月31日まで
- (2) 架電関係業務
令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

7 架電実施期間（予定。詳細については落札後協議。）

- (1) 6月期第1回目：令和8年8月17日から令和8年8月28日
- (2) 6月期第2回目：令和8年9月14日から令和8年9月30日
- (3) 12月期第1回目：令和9年2月12日から令和9年2月26日
- (4) 12月期第2回目：令和9年3月18日から令和8年3月31日

8 架電データ受け渡し日（予定。詳細については落札後協議。）

7の架電実施期間に架電する架電データの受渡日は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 6月期第1回目：令和8年8月7日
- (2) 6月期第2回目：令和8年9月7日
- (3) 12月期第1回目：令和8年2月5日
- (4) 12月期第2回目：令和8年3月5日

9 実施内容

(1) 架電マニュアルの作成

受注者は、全オペレータに架電内容の統一を図るため、対象者の状況に応じた架電マニュアルを作成する。受注者はマニュアル作成後、その内容に関し発注者が定める日に2回以上協議を行い、発注者が求める修正に応じることとする。

(2) 事前打合せ

架電対象者データの收受方法及び架電結果データの入力方法等について、発注者が指定する場所により協議を行う。

(3) 架電業務

① 対象者データの引渡し

対象者データは、電子媒体（USB等）を用い、発注者が受注者の事業所に持ち込み、受注者に直接引き渡す。またはパスワードを設定したデータファイルを電子メール等で送信する。

② 架電及びそれに付随する受信

受注者は、対象者に対し、別紙「奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務架電方法」のとおり架電を行う。

③ 架電結果の入力及び報告書の引渡し

受注者は、架電結果について発注者の事業所に持ち込み、発注者に直接引き渡す。

(4) 統計資料の作成

(5) その他発注者が必要と認め、受注者が合意する業務

10 業務実施体制

業務実施体制は、次のとおりとする。

- (1) オペレータと管理者を配置すること。
- (2) オペレータの退職などにより業務に滞りがないよう、要員の補充体制が構築されていること。
- (3) オペレータは、次の要件を兼ねそろえている者とする。こと。
 - ① 一般常識を持ち、対応マナーが優れている者
 - ② 対応業務に必要とされる能力（キーボード入力、日本語の語学力等）を有する者
 - ③ 電話対応に関する基礎的な研修を受けている者
 - ④ 発注者の制度についての研修を受け、問合せに対して基礎的な受け答えができる者
- (4) 管理者は、次の要件を兼ねそろえている者とする。こと。
 - ① オペレータ及び管理者としての実務経験が3年以上あり、オペレータに必要な要件を全て兼ねそろえていること。
 - ② オペレータで対応できない問合せに適切に対応できること。
 - ③ オペレータに対し、業務の履行に際し必要な研修・指導を行うことができること。
- (5) 管理者は、オペレータに対して次に掲げる事項を指導し、遵守させる義務を負う。
 - ① オペレータが、業務の遂行にあたって全力を挙げて専念し、その責任を果たすこと。
 - ② オペレータが業務を遂行するにあたり、法令及び福岡県が定める条例、規則等に従うこと。
 - ③ オペレータが、オペレータとしての信用を傷つけ、又は発注者全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

11 守秘義務

業務の実施にあたって、受注者は次の要件を備えることとし、発注者の要求により関係資料を開示すること。

- (1) 発注者との情報等の守秘に関する覚書を作成し、守秘内容を明確にすること。
- (2) 本業務に従事する者全員に、在職時はもちろん退職後までの秘密保持及び個人情報保護の責任について明記した誓約書を提出させること。
- (3) コールセンターが設置される場所及び使用機器について十分なセキュリティ対策が採られていると共に、その利用履歴を管理する環境が備わっていること。
- (4) 発注者及び受注者間で収受するデータについては、暗号化すること。
- (5) プライバシーマークを取得していること。

12 報告

受注者は、架電内容について次のとおり発注者に報告する。

(1) 定期架電実施報告

受注者は、7の架電実施期間毎に、架電実施報告書（様式1）に次の①、②のデータを添えて提出することとする。提出期限は、原則として架電実施期間の翌週中とする。

- ① 架電結果データ
 - I 架電実施結果
 - ア 奨学生番号
 - イ 折衝日時
 - ウ 電話先
 - エ 折衝名称
 - オ 相手先
 - カ 折衝内容
 - II 電話番号不使用者リスト
 - III 住所勤務先変更データ（奨学生番号毎）
 - IV 振込用紙希望一覧（発注者が指示する期間毎）
- ② 統計データ
 - I 架電結果統計（曜日別、時間帯別集計）
 - II 架電業務における接触件数／接触者リスト（奨学生番号単位）
 - III 架電業務における納付約束件数／約束者リスト（奨学生番号単位）
 - IV 奨学生番号毎の架電最終結果コードリスト
- ③ 業務改善の提案

(2) 随時報告

受注者は、次の事由が生じた場合は、随時、発注者に報告することとする。

- ① 対象者が、早急に振込用紙を希望する場合
- ② トラブル等の特殊事案で急を要する場合
- ③ 12の各項に関して疑義が生じた場合
- ④ 発注者が報告を求め、その内容に受注者が応じた場合
- ⑤ その他、受注者が報告の必要があると判断した場合

(3) 業務実績報告

受注者は、本委託契約終了後、発注者の定める実績報告書（様式2）を発注者に提出すること。

13 架電中止

次の要件に該当する事象が生じた場合は、発注者は受注者にその内容について報告し、受注者は該当する対象者に対する架電を中止する。

- (1) 入金を確認できた場合
- (2) 債権整理等の破産に関する手続が開始された場合
- (3) 奨学生若しくは対象者の死亡を確認できた場合
- (4) 返還猶予・免除が決定した場合
- (5) 対象者に対し、弁護士介入の事実が判明した場合

14 検査

本業務の検査は、12（1）定期架電実施報告に対し、発注者が行う。

7（4）の期間については、12（3）業務実績報告の検査を併せて行う。

15 経費負担

本委託事業に係る全ての経費については、受注者の負担とする。

16 委託料の支払方法

本委託業務についての委託料は、14の検査終了後、受注者が提出する請求書に基づき7の期間毎に支払う。

17 請求金額

- ① 予告通知発送業務については、6月期、12月期ともに9（3）①により引き渡した対象者数に契約単価を乗じた金額
- ② 架電業務については、9（3）①により引き渡した対象者数から架電開始の前日までに入金報告及び架電中止依頼があった者を差し引いた数に契約単価を乗じた金額
 - ①、②それぞれに消費税及び地方消費税の額を加算した金額を合算し端数処理をした金額とする。

18 成果物の帰属

受注者は、9（1）により作成した架電マニュアル及びその他関連資料に関する一切の権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。

19 その他

本仕様書の内容については、契約期間中に発注者及び受注者で協議の上、変更することがある。

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務架電方法

1 架電対象者

財団が指定する対象者のみとする。

2 架電時間帯

9：00～20：30（夜間、土・日・祝日を含め、時間帯等を工夫し、より効果的な架電を行う。）

3 架電回数

- ・電話がつながった場合、その時点で架電を打ち切り記録に残す。
- ・電話の呼び出し回数(又は時間)は、最低8回(又は20秒)以上とする。
- ・対象者の電話番号が、全て使用されていないことが判明した場合は、その時点で架電を打ち切り記録に残す。
- ・架電打ち切り後、対象者から受電した場合については、その架電内容を記録に残す。

4 架電順位

- (1) 対象者自宅電話が登録されている場合は、対象者自宅電話に架電する。
- (2) 対象者携帯電話のみ登録されている場合は、対象者携帯電話に架電する。
- (3) 対象者自宅電話が繋がらない場合で対象者携帯電話が登録されている場合は、対象者携帯電話に架電する。

5 主な通話内容

- (1) 滞納金額を伝え、その金額を次の返還期日（予定）までに振り込むよう依頼する。
返還については、希望者に財団から振込用紙を送付する旨を伝達した上で、振込用紙希望リストにより財団に随時報告する。なお、ATM等を使用するものに対して返還口座を伝達する。
 - ① 6月期第1回目返還期日：令和8年9月7日
 - ② 6月期第2回目返還期日：令和8年10月7日
 - ③ 12月期第1回目返還期日：令和9年3月5日
 - ④ 12月期第2回目返還期日：令和9年4月7日
- (2) 分割して返還を希望する者に対しては、次のとおり案内する。
 - ① 月額1万円で今後の返還を約束する。
 - ② 月額1万円の返還が難しいと申し出た者に対しては、月賦換算額（当方がデータを提供。以下同じ。）での返還を約束する。
 - ③ ①②での返還が難しいと申し出た者に対しては月額あたりの返還可能額を聞き取り記録するとともに、福岡県教育文化奨学財団に連絡するよう案内する。
 - ④ 初回返還期限は5(1)で定める期日を案内し、以後の返還分も含め、使用する振込用紙を希望する場合は、振込用紙希望リストにより、財団が指示する期間毎報告する。
- (3) 銀行口座から毎月の口座振替による分割返還希望する者については、財団(092-641-7326)へ連絡するよう案内する。(福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行が利用可能。)
- (4) 対象者の状況(現住所・連絡先電話番号・勤務先など)を確認する。特に、転居先不明の者は必ず

現住所を確認する。

- (5) 願書申請等の相談については財団のホームページを案内し、閲覧できない環境にある場合は財団(092-641-7326)へ連絡するように案内する。
- (6) 架電する際は、架電内容が分からぬよう略称等により受託業者名を名乗ることとし、対象者を特定できた場合のみ督促業務を行うこととする。電話に出た相手を対象者ではない場合で、対象者が電話に出られない場合は架電を終了する。相手が、対象者に伝言する等申し出た場合は、対象者が受託業者に折り返し電話するよう伝言を依頼する。

6 財団に報告する内容

架電結果については、仕様書12の内容により報告することとする。

仕様書12の報告内容におけるコードは、それぞれ次のとおりとする。

(1) 電話先

- ① 本人自宅
- ② 本人携帯
- ③ 連帯保証人自宅
- ④ 連帯保証人携帯
- ⑤ 受電
- ⑥ その他

(2) 相手先

- ① 本人
- ② 連帯保証人
- ③ 父
- ④ 母
- ⑤ 夫
- ⑥ 妻
- ⑦ 祖父
- ⑧ 祖母
- ⑨ 叔父・伯父
- ⑩ 叔母・伯母
- ⑪ 兄弟
- ⑫ 姉妹
- ⑬ 男性
- ⑭ 女性
- ⑮ その他

(3) 折衝内容

別表のとおり

7 その他

- (1) 架電記録については、詳細に報告するものとする。
- (2) 架電の結果、架電した電話番号が不利用や他人所有が判明した場合は、その旨の記載の次に「(000-0000-000)削除」を付記する。
- (3) 架電は、非通知ではなく番号を通知して行うものとする。

(4) 明らかなトラブルが発生した場合は、財団に報告する。また、トラブルに関する調査等での通話記録の確認の際に、財団の求めに応じて架電及び受電時の会話を確認できるよう、最低1ヶ月間は、音声データを保存しておくこととする。

別表「6 財団に報告する内容(3)折衝内容」 折衝内容コード

No.	折衝内容名	架電完了
1	一括入金約束	○
2	分割入金約束	○
3	一括入金済み	○
4	一部入金済み	○
5	猶予希望の申し出あり	○
6	猶予申請済の申し出あり	○
7	免除希望の申し出あり	○
8	免除申請希望の申し出あり	○
9	入金の日処立たず	○
10	入金約束得られず	○
11	弁護士介入との申し出あり	○
12	自己破産との申し出あり	○
13	本人死亡と言われる	○
14	連保人死亡と言われる	○
15	本人疾病と言われる	○
16	連保人疾病と言われる	○
17	債務否認の申し出あり	○
18	本人は居住していない	△
19	本人不在と言われる	×
20	連保人は居住していない	△
21	連保人不在と言われる	×
22	今、電話ができない	×
23	電話に出ない	×
24	折返し電話依頼する	×
25	当社より再架電の依頼あり	×
26	繋がらずの案内テープ	×
27	F A X音で繋がらず	×
28	話中で繋がらず	×
29	電源OFFで繋がらず	×
30	顧客都合で繋がらず	×
31	取次ぎを拒否される	△
32	留守電に録音せず	×
33	他人所有と申し出あり	△
34	電話が使用されていない	△

※架電完了について、○は架電完了、×は架電継続、△は他に架電する電話番号がない場合架電完了。

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 名 奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務
- 2 納 入 場 所 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
- 3 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 契 約 単 価 別表のとおり
- 5 契 約 保 証 金 福岡県財務規則第170条に該当するほかはこれを徴収する。

上記の委託業務について、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団と_____は、各々の
対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠
実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 久留米市東櫛原町1713番地

氏名 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理事長 西牟田 龍治

受注者 住所

氏名

(総則)

- 第1条 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(以下「発注者」という。)及び _____ (以下「受注者」という。)は、この契約書に基づき、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託仕様書(以下「仕様書」という)に従い、日本国の法令を遵守し、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約(この契約書及び仕様書の内容とする業務の請負委託単価契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 この契約に係る債権は債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)による特定金銭債権であり、その履行に関しては、同法及び関係法令に従わなければならない。
 - 3 受注者は、契約書及び仕様書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「契約期間」という。)内に完了するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 4 発注者は、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務遂行責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 5 受注者は、この契約書もしくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示もしくは発注者及び受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において行うものとする。
 - 6 受注者は、この契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 7 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
 - 10 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものである。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報の管理等)

- 第4条 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の取扱いについて、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の監督)

- 第5条 発注者は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、受注者の業務の実施状況等について受注者の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。
- 2 受注者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(データ等の目的外使用の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示による場合を除き、データ等を複写、複製、閲覧、第三者への提供、貸し出し、その他指示目的以外の使用をしてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務を一部委任し、又は請け負わせたものの商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務遂行責任者)

第8条 受注者は、業務の管理を行う業務遂行責任者を定め、その氏名その他特に必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務遂行責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務遂行責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第9条 発注者は、業務遂行責任者又は受注者の使用人もしくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、もしくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

(実施件数の増減)

第10条 発注者が依頼する実施件数は、都合により仕様書記載の実施見込件数を増減することがある。

(履行報告)

第11条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行状況について、別紙「架電実施報告書(様式1)」により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、委託契約終了後、当該委託業務の処理成果を記載した別紙「実績報告書(様式2)」を作成し、発注者に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第12条 受注者は、仕様書に定めるところにより、発注者の施設その他発注者の所有する物品等(以下「施設等」という。)を使用するときは、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 受注者は、故意又は過失により施設等が滅失し、若しくははき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第13条 発注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (4) 仕様書に明示されていない履行条件について、予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼした時は必要な費用を負担しなければならない。

(仕様変更)

第14条 発注者は、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要がある時は、受注者と協議の上、仕様書を変更することができる。

- 2 前項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議して定める。

(業務の中止)

第15条 発注者は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間もしくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第16条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第17条 履行期間の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議の開始から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（前条の場合において受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法）

第18条 業務委託料の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者で協議して定める。

（一般的損害）

第19条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第20条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者で協力してその処理解決にあたるものとする。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第21条 発注者は、第13条から第16条まで、第19条又は第20条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部もしくは一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の内容変更は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合には、受注者は、協議開始日を定め、発注者に通知することができる。

（検査）

第22条 受注者は、第11条の規定により、業務を履行したことを証する必要な書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の履行を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の履行とみなして前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第23条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、仕様書に定める期間毎に業務委託料の支払を請求書により請求することができる。その請求額は、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託仕様書に定める方法で算出した金額とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(履行遅延の場合における損害金等)

第24条 受注者の責めに帰すべき事由により業務を履行することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、予定業務委託料から前条の規定による支払をした業務委託料を控除した額につき、履行できない日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 3 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第三者より、仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

- (5) 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から10日以内に、予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

- 第27条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 受注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により発注者に損害があっても、受注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第14条の規定による仕様変更により業務委託料の年額が3分の2以上減少したとき。ただし、第10条による実施件数の増減に係る業務委託料の減少による解除はできないものとする。
 - (2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が、契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条第1項又は前条第1項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第32条 契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第22条第2項の規定による検査を完了した部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分があるときは、当該履行部分を検査の上、当該検査を合格した部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(福岡県財務規則等の遵守)

第33条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

(協議)

第34条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、発注者及び受注者で協議のうえ決定する。

別表

品名	規格	単位	単価 (税抜)
架電コール予告通知作成 発送業務	1件あたり	1件	
奨学金滞納債権返還督促に 係るコールセンター業務	1件あたり	1件	

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受注者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受注者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、発注者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

- 2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。
- 3 受注者は発注者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受注者は、上記のほか、発注者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第14** 受注者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて発注者に報告し、発注者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、発注者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受注者は、第1項の事案が発生した場合であって、発注者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、発注者の指示に従うこと。

(調査)

- 第15** 発注者は、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

- 第16** 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

- 第17** 受注者は、発注者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、発注者に報告するものとする。

(運搬)

- 第18** 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 第19** 発注者は、受注者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

【様式1】

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長
様

社 名

代表者の
肩書及び
氏 名

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター架電実施報告書

下記のとおり、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務の架電実施について、下記のとおり報告します。

記

1 架電実施結果

名 称	令和 年 月 期第 回目
架電実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
対象者	件 (月 日受領)
架電開始前までの中止件数	件
架電対象件数	件
接触件数	件
うち返還約束件数	件
電話番号不使用件数	件

2 関係書類 別紙のとおり

【様式2】

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長
様

社 名

代表者の
肩書及び
氏 名

奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務実績報告書

下記のとおり、奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務の実績について報告します。

記

実施期日	
実施場所	
実施内容	
備 考	

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の財団の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約書第27条（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

暴力団排除条例の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約抜粋>

(暴力団排除条項)

第27条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は予定業務委託料から第23条の規定による支払をした業務委託料を控除した額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

入札日程表

令和8年度		奨学金滞納債権返還督促に係るコールセンター業務委託契約	
5月	26	火	
	27	水	
	28	木	
	29	金	公告・入札説明書の配布開始
	30	土	
	31	日	
6月	1	月	
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	質問受付の〆切 ~11:00
	6	土	
	7	日	
	8	月	質問回答の掲示 16:00~
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	入札参加申請書の提出〆切 ~15:00
	13	土	
	14	日	
	15	月	
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	入札書提出〆切 ~16:00
	23	火	開札 10:00~
	24	水	
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		
29	月		
30	火		